

oniNet

[揭示契約約款]

[揭示契約者規約]

電気通信事業法第二十三条により揭示約款とします。

下記アドレスに揭示しておりますのでご確認ください。

<http://www.oninet.ne.jp/keiyaku>

o n i N e t 接続サービス揭示契約約款

重要事項説明書（必ずお読み下さい）

ご契約にあたり

- ・パンフレット、加入契約約款、個人情報保護基本方針は必ずお読み下さい。（なお、これらはo n i のホームページにて閲覧することができます。）
- ・未成年者のご契約は、親権者の方の同意が必要です。契約確認書に親権者自筆にて申込みを行うことへの同意欄にご署名、ご捺印をお願いいたします。
- ・ご高齢者（70歳以上）のご契約に際しましては、サービス内容・料金等について十分ご理解いただいたうえでご署名、ご捺印をお願いいたします。
- ・ご契約いただいた後であっても、契約日から起算して8日以内であれば契約の撤回は可能です。

料金のお支払いと請求について

- ・工事料金のみ、工事当日に現金で工事業者にお支払いください。
- ・自動振替のお客さまにつきまして、領収書の発行は預金等通帳の記載により省略しております。請求書または領収書が必要な場合は、あらかじめお申し付けください。

設置工事について

作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いいたします。

（作業中、お客さまにご確認やお問い合わせさせていただくこともございますので、ご協力をお願いいたします）

- ・作業中には若干の騒音、振動を伴う場合がございます。
 - ・作業の都合により、家具、調度品の移動を行う場合がございます。移動に際しましてはお客様にその旨をお伝えいたしますので、特に壊れやすいものなどに関しましては、お客さまに移動をお願いいたします。
 - ・以下のような事情で工事を中止、または延期させていただく場合があります。
 - 1) 商用ビル、大型戸建住宅等の特殊な建物
 - 2) 風雨等の天候不良
 - 3) 当日の工事内容の変更、または特殊な工事が必要になる場合
 - 4) お客さまのご都合が悪くなったとき
- ※4) の場合、コールセンターへ早めの連絡をお願いいたします（TEL 0120-023-414）

解約

- ・解約の場合、加入金、工事代等はお返しできません。
- ・施設撤去時には、撤去費用をご負担いただきます。
- ・ケーブルモデム等は弊社からのレンタル品です。大切にお取り扱いください。ご解約の場合、直ちにレンタル品は返却していただきます。なお、ご返却いただけない場合は理由のいかんを問わず損害金をお支払いいただきます。

故障・事故について

- ・天候・気象状況・事故・機器故障・改修メンテナンス工事その他の原因によりサービスが中断する場合があります。あらかじめご了承ください。またこの場合のあらゆる損害等については、弊社は責任を負いません。

利用制限

- ・契約者が、弊社の電気通信設備に著しい支障を与え、もしくは与えるおそれのある行為を行った場合、本約款に違反する行為を行った場合、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合のいずれかに該当するときは、契約者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。この場合におけるあらゆる損害について、弊社は一切の責任を負いません。
- ・天災・事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認められた時は、インターネット接続サービスの利用を制限することがあります。この場合におけるあらゆる損害について、弊社は一切の責任を負いません。

情報セキュリティ・個人情報保護基本方針（抜粋）

基本方針

岡山ネットワーク株式会社（以下「o n i」といいます）は、地域のお客様の個人情報を適切に保護するため「個人情報の保護に関する法律」その他個人情報に関して適用される法令・規制および「電気通信事業における個人情報に関するガイドライン」を遵守し、情報の保護およびその取り扱いに努め、個人情報への不正アクセス、情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい、滅失およびき損等を防止するために、適切な安全策等を実施し、厳重に管理いたします。また、情報セキュリティ確保に向けた取り組みを継続的に実施していくことにより、お客様にとって安全・安心なテレビ・インターネットサービス環境の提供を実現してまいります。

個人情報の利用目的

- ①契約・工事、料金請求・収納業務等
- ②サポート・メンテナンス等
- ③各種キャンペーン・イベント・商品等の案内、各種アンケートの実施
- ④サービスの変更、サービスの休廃止の通知
- ⑤お客様から寄せられたご意見、ご要望への対応
- ⑥サービスの向上、新規サービスの開発等

個人情報の取扱い

- ①個人情報の収集にあたりお客様に対し、収集目的・利用範囲を明らかにし、同意を頂いた目的・使用範囲に限定し、適切にお取り扱いいたします。
- ②個人情報に関する個人の権利を尊重し、自己の個人情報に対し、開示・訂正・削除を求められたときは、合理的な範囲でこれに対応いたします。
- ③取扱い個人情報を厳正な管理下で保管し、取り扱う個人情報等のアクセス、紛失・破壊・改ざんおよび漏えいなどに対して適切な予防措置ならびに是正措置を実施し安全対策いたします。
- ④個人情報を取扱う業務を他の会社に委託する場合、個人情報を収集するときの承諾に基づく利用、提供、安全管理を守るように委託先に対する適切な契約や指導、研修を通じて管理致します。

個人情報の提供先の範囲

お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。（第三者とは、o n i およびo n i が委託したものをいいます）

- ①お客様から同意を得た場合
- ②人の生命、身体または財産保護のためであって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- ③公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のためであって、お客様の同意を得ることが困難な場合
- ④法令等の規程による場合

個人情報の開示等のご請求について

お客様の個人情報について、開示、訂正、追加等のご請求があった場合は、ご請求がお客様自身または正当な代理人によることが確認できた場合に限り、o n i の内部規定に基づき対応いたします。

対応窓口について

連絡先 o n i ビジョン（岡山ネットワーク㈱）コールセンター
住所 〒700-0986 岡山市北区新屋敷町1-1-1 8
TEL 086-805-0202
E-mail cc-info@pol.oninet.ne.jp

o n i の情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針は、上記事務所およびホームページにて閲覧することができます。
ホームページアドレス <http://www.oninet.ne.jp>

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 当社は、この有線テレビジョン放送施設（有線テレビジョン放送法（昭和47法律第114号）第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。）の線路（有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。）と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款（以下「約款」といいます。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条第1項の規定に基づき総務大臣に届け出たインターネット接続サービスに係る料金表（以下「料金表」といいます。）並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、インターネット接続サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は事業法の規定による標準契約約款の変更を受けて、又は事業法の規定に基づき総務大臣への届出により、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1. 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2. 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3. 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4. 電気通信回線	電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
5. インターネット接続サービス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス
6. インターネット接続サービス取扱所	(1)インターネット接続サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)当社の委託によりインターネット接続サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7. 契約	当社からインターネット接続サービスの提供を受けるための契約
8. 契約者	当社と契約を締結している者
9. 契約者回線	当社との契約に基づいて設置される電気通信回線
10. 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
11. 端末接続装置	端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備
12. 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
13. 自営電気通信設備	第1種電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
14. 相互接続事業者	当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者
15. 技術基準	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）で定める技術基準
16. 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
17. スクール	学校教育法（昭和22年法律第26号）で規定する小学校、中学校、高等学校（盲学校、聾学校、養護学校であって小学部、中学部又は高等部を有するものを含みます。）又はこれに相当する学校もしくは当社が別途定める学校を含みます。
18. L B	LightBreeze機器を用いてインターネットサービスを行なう集合住宅

第2章 契約

（インターネット接続サービスの種類等）

第4条 契約には、料金表に規定する種類があります。

（契約の単位）

第5条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は、1の契約につき1人に限ります。

（最低利用期間）

第6条 インターネット接続サービスの契約の有効期限は、契約成立日から1年間とします。ただし、契約期間満了の14日前までに当社、加入者いずれも何らの意思表示もない場合には、引き続き1年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。
2. 最低利用期間は6ヵ月とし、利用期間は課金開始日が属する月から起算して6ヵ月の加入契約期間内に加入契約の解約があった場合には、当社が定める日までに、料金表に定める解約料を支払っていただきます。なお、集合共同引込の建物内での加入の場合、ケーブルテレビ一括供給契約が解約になったときには、第11条の規定にかかわらず加入契約を解約するものとします。

3. 当社は、次に該当する場合には、前項の適用はしません。
 - (1) 当社のサービス提供区域内へ転居する場合で、引き続き転居先で当社のサービスの加入申込を行う場合
 - (2) 施設利用加入契約約款第4条および第24条の規定により、当社が加入契約を解約する場合
4. 加入者が当社のサービスについて変更した場合は、変更前のサービスの契約期間と変更後のサービスの契約期間を合算し、6ヵ月の期間を満たさない場合に、解約料を支払っていただきます。この場合における解約料は解約もしくは加入契約の解約があった時点のサービスの利用料に相当する額に、残余の期間を乗じて得た額を支払うものとします。
5. 当社が実施する加入金または設置費無料キャンペーン時に加入された場合は第2項を適用しません。この場合の最低利用期間は、課金開始日が属する月から1年とし、加入契約期間内に解約もしくは加入契約の解約があった場合には、当社が定める日から1年、加入金については料金表に定める加入金を、設置費等については料金表に定める設置費等の全額をお支払いいただきます。

ます。
6. 加入者が加入契約解約後に、再度の加入申込を行った場合は、新たに本条を適用するものとします。

(契約者回線の終端)

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

(契約申込みの方法)

第8条 契約の申込みをすることは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行うインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 料金表に定めるインターネット接続サービスの種類

(2) 契約者回線の終端とする場所

(3) その他インターネット接続サービスの内容を特定するために必要な事項

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。この場合、当社は、申込みを行った者に対してその理由とともに通知します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの取扱い上余裕のないときは、申込みの承諾を延期することがあります。

3 当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) 契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。

(2) 契約の申込みをした者がインターネット接続サービスの料金をその他の債務（この約款に規定する料金及び料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

(3) 契約の申込みを行った者が、暴力団員又は暴力団関係者その他反社会的勢力であることが判明したとき。

(4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

4 当社は、別途定める料金表の種類に掲げる次のものは、以下の場合に限り契約の申込みを承諾します。

(1) 教育機関 スクールである場合

(2) 集合住宅 L B場合

(インターネット接続サービスの種類等の変更)

第10条 契約者は、料金表に規定するインターネット接続サービスの種類の変更の請求をすることができます。

2 前項の請求の方法及びその承諾については、第8条（契約申込みの方法）及び前条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の移転)

第11条 契約者は、契約者の負担により、同一の構内または同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2 契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、契約内容の変更又は制限がある場合があります。

3 当社は、第1項の請求があったときは、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

4 第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

(インターネット接続サービスの利用の一時中断)

第12条 当社は、契約者から請求があったときは、インターネット接続サービスの利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(その他の契約内容の変更)

第13条 当社は、契約者から請求があったときは、第8条（契約申込みの方法）第3号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第9条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。

(譲渡の禁止)

第14条 契約者が契約に基づいてインターネット接続サービスを受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う契約の解約)

第15条 契約者は、契約を解約しようとするときは、あらかじめそのことを当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に当社所定の方法で通知していただきます。

2 前項による契約解約の場合、当社は、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

(当社が行う契約の解約)

第16条 当社は、次の場合には、その契約を解約することがあります。

(1) 第21条（利用停止）の規定によりインターネット接続サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しないとき。

(2) 電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責めに帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難でインターネット接続サービスの継続ができないとき。

2 第22条（利用停止）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号第1号の規定にかかわらず、インターネット接続サービスの利用停止をしないでその契約を解約することがあります。

3 当社は、第1項の規定により、その契約を解約しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

4 当社は、契約期間が満了する前であっても、3ヵ月前までに書面で申し出ることにより、その契約を解約することができるものとします。

5 当社は、第1項又は前項の規定により、その契約を解約しようとするときは、当社に帰する電気通信設備の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合、契約者に係る復旧費用を負担していただきます。

(反社会的勢力の排除)

第17条 契約者は、現在、次のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

(1) 暴力団

(2) 暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

(3) 暴力団準構成員

(4) 暴力団関係企業

(5) 総会屋等

(6) 社会運動等標ぼうゴロ

(7) 特殊技能暴力集団等

(8) 前各号の共生者

(9) 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって、本条本項第1号ないし8号のいずれかに該当する者を利用していると認められる関係を持つ者

(10) 本条本項第1号ないし8号のいずれかに該当する者に対し資金等を提供し、便宜を供与する

など反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している者

(11) その他前各号に準ずる者

2 契約者は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に關して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いてo n i等の信用を毀損し、又はo n i等の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる者

3 契約者が、次のいずれかに該当した場合には、o n iは、何らかの催告を要せずして、本契約を解除することができます。

(1) 第1項の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2) 第2項の確約に反した行為をした場合

4 前項の規定によりインターネット接続サービスが解除された場合、契約者は、o n iに対し、o n iの被った損害を賠償するものとします。

5 第3項の規定によりインターネット接続サービスが解除された場合には、契約者は、解除により生じる損害について、o n iに対し、一切の請求を行わないものとします。

第3章 付加機能

(付加機能の提供等)

第18条 当社は、契約者から請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

第4章 回線相互接続

(回線相互接続の請求)

第19条 契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所に提出していただきます。

2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。

(回線相互接続の変更・廃止)

第20条 契約者は、前条の回線相互接続を変更又は廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線相互接続の変更について準用します。

第5章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第21条 当社は、次の場合にはインターネット接続サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第23条（利用の制限）の規定によりインターネット接続サービスの利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金に定めるところによりその付加機能の利用を中止するときがあります。

3 前2項の規定により、インターネット接続サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。（利用停止）

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヵ月以内で当社が定める期間（そのインターネット接続サービスの料金その他の債務（この約款により支払を要することとなったもの）に限りません。以下その条において同じとします。）を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのインターネット接続サービスの利用を停止することができます。

(1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき（支払期日の経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。）。

(2) 契約の申込みに当たって、当社所定の書面に事実と反する記載を行ったこと等が判明したとき。

(3) 第40条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

(4) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスにかかる電気通信回線設備を接続したとき

(5) 事業法又は事業法施行規則に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。

(6) 前各号のほか、この約款に違反する行為、インターネット接続サービスに関する当社の義務の遂行若しくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。

2 当社は、前項の規定により、インターネット接続サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

第6章 契約の制限

(利用の制限)

第23条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、インターネット接続サービスの利用を制限することができます。

2 契約者は、通信が著しくふくそうした場合において、通信が相手方に着信しないことがあることを了解するものとします。

3 契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、その利用を制限することができます。

4 当社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、当社もしくは第三者のネットワークに過大な負荷を与えている場合、または当社所定の通信手順を用いて行われた通信について、契約者の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

5 当社は、特定の地域等との通信が第三者によって不正に使用されていると判断された場合には、その地域等との通信の全部又は一部の利用の制限又は中止する措置をとることができます。

(1) 当社は、アクセスしただけでマルウェア（不正かつ有害な動作を行う、悪意を持ったソフトウェア）に感染させる可能性の高いウェブサイト（以下「マルウェア配布サイト」）に関して、当社設備に必要な範囲において通信（アクセス先IPアドレス又はURL）を検知し、当社が指定する悪性サイトリスト作成管理団体から提供される悪性サイトリストに基づき、（コンピュータ通信網サービス）契約者がアクセスしようとするウェブサイトが、マルウェア配布サイトである場合には、その接続要求に対して、その通信を一時停止し、注意喚起を行ったため、当該通信の制限をすることがあります。

(2) 当社は、外部から侵入して乗っ取ったコンピュータを多数利用したサイバー攻撃において、

コンピュータ群に指令を送って制御するサーバコンピュータ（以下「C&Cサーバ等」）へのアクセスに係る通信に関して、当社設備に必要な範囲において通信（宛先FQDN）を検知し、当社が指定するC&Cサーバ等リスト作成管理団体から提供されるC&Cサーバ等リストに基づき、契約者が、インターネット上のサーバに対するアクセス要求をした際に、C&Cサーバ等とアクセスしようとする場合には、そのアクセスを遮断し、当該通信の制限をすることがあります。

- (3) 当社は、当社の電気通信設備（これに付属する設備を含みます。）を不正アクセス行為から防御するため必要な場合、サービスの全部又は一部の利用を中止する措置を取ることがあります。
- (4) 本条の規定により、契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、当社はその一切の責任を負わないものとします。

（利用制限の解除等）

第24条 契約者は書面等による請求により、第23条（利用の制限）第5項の第1号及び第2号による、当該制限（検知及び一時停止等又は遮断）の措置を解除することができるものとします。

（児童ポルノ画像のブロック）

第25条 当社は、インターネット上の児童ポルノ流通による児童の被害権利侵害の拡大を防止するために、当社又は児童ポルノアドレスリスト作成管理団体が児童の権利を著しく侵害すると判断した児童ポルノ画像および映像について、事前に通知することなく、契約者の接続先サイト等を把握した上で当該画像および映像を閲覧できない状況に置くことがあります。

2 当社は、前項の措置に伴い必要限度で当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 当社は、前項の措置については、児童の権利を著しく侵害する児童ポルノに係る情報のみを対象とし、また、通信の秘密を不当に侵害せず、かつ、違法性が阻却されると認められる場合に限り行います。

第7章 料金等

第1節

（料金の適用）

第26条 当社が提供するインターネット接続サービスの料金は、加入金、利用料、付加機能使用料、手続きに関する料金及び工事に関する費用とします。

2 前項に規定するインターネット接続サービスの料金は、料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金によるものとします。

第2節 料金支払の義務

（利用料等の支払の義務）

第27条 契約者は、その契約に基づいて当社がインターネット接続サービスの提供を開始した日（付加機能及び端末接続装置の提供については、その提供を開始した日）の属する月の翌月から起算して、契約の解除があった日（付加機能及び端末接続装置の廃止については、その廃止があった日）の属する月までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の月である場合は1ヵ月とします。）については、当社が提供するインターネット接続サービスの態様に応じて料金表に規定する利用料および付加機能料金（以下「利用料等」といいます。以下この条において同じとします。）の支払を要します。

2 前項の期間において、インターネット接続サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。

- (1) インターネット接続サービスの利用が一時中断をしたとき、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
- (2) インターネット接続サービスの利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要しません。
- (3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の表に掲げる場合を除き、インターネット接続サービスを利用できなかった期間中の利用料等の支払を要します。

区	別	支払を要しない料金
1	契約者の責めによらない理由により、そのインターネット接続サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合（次号に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等（その料金が料金表の規格外より利用の都度発生するものを除きます。）。
2	移転に伴って、そのインターネット接続サービスを利用できなかった期間が生じたとき	利用できなかった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのインターネット接続サービスについての利用料等

3 当社は、支払いを要しない利用料等が未だ支払われないときは、その料金を控除して請求し、既に支払われているときは、その料金を返還します。

（加入料の支払義務）

第28条 契約者は、第8条（契約申込みの方法）の規定に基づき契約の申込みを行い当社がこれを承諾したときは、料金表に規定する加入料の支払を要します。

（手続に関する料金等の支払義務）

第29条 契約者は、約款に規定する手続の請求を当社が行いこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（工事に関する費用の支払義務）

第30条 契約者は、約款に規定する工事の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、工事の着手前にその契約の解除又は請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社はその料金を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまで着手した工事の部分について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第31条 割増金及び延滞利息

（割増金）

第31条 契約者は、料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（延滞利息）

第32条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合は、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

2 契約者は、端末機及び付属品等を過失により破損もしくは紛失し、又は、解約時に当社に返却しなかった場合は、契約の期間の如何にかかわらず料金表に定める端末機、付属品等料金を当社に支払わなければなりません。

第8章 保守

（当社の維持責任）

第33条 当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するように維持します。

（契約者の維持責任）

第34条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準に適合するように維持していただきます。

（設備の修理又は復旧）

第35条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

（契約者の切り分け責任）

第36条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備（当社が別に定めるところにより当社との保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。）が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に移動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があった場合には、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した結果を契約者にお知らせした後において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第9章 損害賠償

（責任の制限）

第37条 当社は、インターネット接続サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのインターネット接続サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社はインターネット接続サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのインターネット接続サービスの利用料等の料金額（料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、インターネット接続サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の前6料金月の1日あたりの平均利用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりインターネット接続サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（免責）

第38条 当社は契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、前条（責任の制限）の規定によるほかは、何らの責任も負いません。

2 当社は、インターネット接続サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが、当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件（事業法の規定に基づき当社が定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。）の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第39条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は料金その他の債務の支払を現に怠るおそれがあるとして認められる相当の理由があるとき等当初の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（契約者の義務）

第40条 当社は、インターネット接続サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとする。

2 契約者は、当社又は当社の指定する者が、設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これに協力するものとする。

3 契約者は、当社が契約にもとづき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のために必要があるときはこの限りではありません。

4 契約者は故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。

5 契約者は、当社が業務上の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。

6 契約者は、当社が契約に基づき、設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。

7 契約者は、前4項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要の費用を支払っていただきます。

（相互接続事業者のインターネット接続サービス）

第41条 契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、当社は当該相互接続利用契約により、その債権を当社の相互接続事業者から譲り受けたものとして、この約款に基づき契約者に対し料金を請求することを承諾していただきます。

2. 契約の解除があった場合は、その解除があったときに、当社の相互接続事業者のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

(技術的事項及び技術資料の閲覧)

第42条 当社は、当社が別に定めるインターネット接続サービス取扱所において、インターネット接続サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者がインターネット接続サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(個人情報の取扱いについて)

第43条 oniは加入者の個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、放送受信者等の個人情報保護に関する方針（平成16年8月31日総務省告示第696号）および電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）に基づくほか、oniが別途掲示する情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針および本約款の規程に基づいて適切に取り扱うものとします。

2. oniは個人情報を下記のために利用するものとします。
- 加入者の確認、サービスを提供するための工事の施工等の業務、サービスのメンテナンス、変更・解約等に関する諸手続き、チャンネルガイド（番組表）等の送付、および料金請求や取納業務のため。
 - 加入者の個人情報の集計・分析を行い、個人が識別、特定できない加工した統計資料を作成し、あるいは、アンケート調査およびその分析を行い、新サービスの開発やサービスレベルの維持・向上を図るため。
 - 加入者に電子メール、郵便等により、または電話することによりoniの各種サービス、または業務提携先の商品やサービスの情報を提供するため。なお、加入者は別途定める方法で届け出ることにより、これらの取扱いを中止させたり、再開させたりすることができるものです。
 - 加入者から個人情報の取扱いに関する同意を求めめるために、電子メール、郵便等により送付または電話することのため。
 - その他、加入者から得た同意の範囲内で利用するものとします。
 - 上記(1)～(5)にかかわらず、次の場合にあっては、その限りではないものとします。
 - 法令に基づく場合。
 - 人の生命、身体または財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - 国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けたものが法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることによって当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあること。
3. oniは前項の利用目的の実施に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託することができるものとします。
4. oniは次の各号の場合を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
- 本人の同意があるとき。
 - 加入者のサービス利用に係る債権・債務の特定、支払いおよび回収のために必要な範囲で金融機関等に個人情報を開示する場合。
 - 刑事訴訟法第218条（令状による捜査）その他、同法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には当該処分の定める範囲で、また特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限および発信者情報の開示に関する法律第4条（発信者情報の開示請求等）に基づく開示請求の要件が充足された場合
 - 人の生命、身体および財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）で認められている場合
5. 建部地区の加入者は、本サービス運用のため加入者の氏名、住所等の個人情報を岡山市との間でやり取りすることを、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

(加入者個人情報の取扱いの委託)

第44条 oniは加入者個人情報の取扱いの全部または一部を委託することがあります。

2. 前項の委託をする場合は、加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等内容を定める選定基準を定め、これに基づいて委託先を選定します。

3. oniは、第1項の委託先との間で、情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に則り委託契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 前項の契約には、第1項の委託先が加入者個人の全部または一部の取扱いを再委託する場合には、第2項および第3項と同様の措置をとる旨の内容を含めます。

(安全管理措置)

第45条 oniは、加入者個人の情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他の加入者情報の安全管理のため、個人情報に係る管理責任者の設置、安全管理規程の作成、従業員に対する監督、取扱いの管理その他の措置を取ります。

(苦情処理)

第46条 oniは、加入者個人情報の取扱いに関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 前項の苦情処理の手続きは情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に規定します。

(加入者本人が行う求めおよび苦情等の受付窓口)

第47条 oniは、加入者本人が、個人情報に関する苦情の受け付けその他、個人情報の取扱いに関する問合せについては、情報セキュリティ・個人情報保護に対する基本方針に記載された窓口において受け付けます。

(個人情報の漏えいがあった場合の措置)

第48条 oniは、oniが取り扱う加入者個人情報の漏えいがあった場合には、速やかに、その事実関係を本人に通知します。

2. oniは、oniが取り扱う加入者個人情報の漏えい、滅失、またはき損があった場合には、速やかにその事実関係および再発防止対策につき公表します。

(営業区域)

第49条 営業区域は、当社が別に定めるところによります。

(閲覧)

第50条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

このoniNet接続サービス揭示契約約款は、平成27年12月1日から実施します。

改訂 令和元年10月1日

o n i N e t 掲 示 契 約 者 規 約

第 1 章 総 則

(契 約 者 規 約)

第 1 条

この契 約 者 規 約 は、岡 山 ネットワーク 株 式 会 社 (以 下、「o n i」とい います。)が 提 供 す る「C A T V イ ン タ ー ネット 接 続 サービス」(以 下、「oniNet」とい います。)を、第 4 条 所 定 の「oniNet 契 約 者」(以 下、「契 約 者」とい います)が 利 用 す る こ と に つ い て の 一 切 に 適 用 し ま す。

(本 規 約 の 範 囲 お よ び 変 更)

第 2 条

本 規 約 は、oniNet の 利 用 に 関 し、o n i お よ び 契 約 者 に 適 用 さ れ る も の と し ま す。

2 o n i は、契 約 者 の 了 承 を 得 る こ と な く、本 規 約 を 変 更 す る こ と が あ り ま す。こ の 場 合 に は、oniNet の 利 用 条 件 は、変 更 後 の 利 用 規 約 に よ り ま す。

3 本 規 約 と 個 別 規 定 ま た は 追 加 規 定 が 異 な る 場 合 に は、個 別 規 定 ま た は 追 加 規 定 が 優 先 す る も の と し ま す。

4 oniNet の 取 扱 い に つ い て は、外 国 の 法 令、外 国 側 電 気 通 信 事 業 者 の 定 め る 契 約 約 款 等 に よ り 制 限 さ れ る こ と が あ り ま す。

(o n i か ら の 通 知)

第 3 条

o n i は、オ ン ラ イ ン (o n i ホ ー ム ペ ー ジ)上 の 表 示 そ の 他 o n i が 適 当 と 判 断 す る 方 法 に よ り、契 約 者 に 対 し 随 時 必 要 な 事 項 を 通 知 し ま す。

2 前 項 の 通 知 は、o n i が 当 該 通 知 の 内 容 を オ ン ラ イ ン (o n i ホ ー ム ペ ー ジ)上 に 表 示 し た 時 点 より 効 力 を 発 す る も の と し ま す。

第 2 章 契 約

(契 約 者)

第 4 条

契 約 者 と は、本 規 約 を 承 諾 の 上、o n i 所 定 の 手 続 き に 従 い oniNet の 利 用 を 申 込 み、o n i が oniNet の 利 用 を 承 諾 し て 登 録 の 手 続 き を 完 了 し た 方 を い います。

2 契 約 者 は、o n i が 契 約 を 承 諾 し た 時 点 で、こ の 利 用 規 約 の 内 容 を 承 諾 し て い る も の と み な し ま す。

3 o n i は、審 査 の 結 果、利 用 申 込 者 が 以 下 の い ず れ か に 該 当 す る こ と が わ か っ た 場 合、そ の 者 の 契 約 を 承 認 し な い こ と が あ り ま す。

- 1) 利 用 申 込 者 が 実 在 し な い こ と。
- 2) 利 用 申 込 を し た 時 点 で、利 用 規 約 の 違 反 等 に よ り 契 約 者 資 格 の 停 止 処 分 中 で あ り、ま た 過 去 に 利 用 規 約 の 違 反 等 で 処 分 を 受 け た こ と が あ り ま す。
- 3) 利 用 申 込 の 際 の 申 告 事 項 に、虚 偽 の 記 載、誤 記、ま た は 記 入 漏 れ が あ る こ と。
- 4) 利 用 申 込 を し た 時 点 で oniNet の 利 用 料 金 の 支 払 を 怠 っ て い る こ と、過 去 に 支 払 を 怠 っ た こ と が あ る こ と、ま た は ケ ー ブ ル テ レ ビ の 利 用 料 金 の 支 払 を 怠 っ て い る こ と。
- 5) そ の 者 が 未 成 年、準 禁 治 産 者、禁 治 産 者 の い ず れ か で あ り、利 用 申 込 の 際 に 法 定 代 理 人 ま た は 補 佐 人 の 同 意 等 を 得 て い な っ た こ と。
- 6) 利 用 申 込 者 が 暴 力 団 員 又 は 暴 力 団 関 係 者 そ の 他 反 社 会 的 勢 力 で あ る こ と が 判 明 し た と き。
- 7) o n i の 業 務 の 遂 行 上 ま た は 技 術 上 支 障 が あ る と き。

(契 約 の 単 位)

第 5 条

o n i は 1 の oniNet に つ き、1 の 契 約 を 締 結 し ま す。こ の 場 合、契 約 者 は 1 の oniNet に つ き 1 人 に 限 り ま す。

2 o n i は 1 の 契 約 に つ き、1 の 端 末 接 続 設 備 (ケ ー ブ ル モ デ ム 又 は D-O-N-U)を 貸 与 し ま す。

(最 低 利 用 期 間)

第 6 条

oniNet に は、o n i が 定 め る 6 ヶ 月 の 最 低 利 用 期 間 が あ り ま す。

2 契 約 者 は 前 項 の 最 低 利 用 期 間 内 に 契 約 の 解 除 が あ っ た 場 合 は、o n i が 定 め る 期 日 ま で に 料 金 表 の 定 め る よ り 解 除 料 を 支 払 っ て い た だ き ま す。

3 た だ し、別 途 利 用 期 間 の 定 め ら れ た 付 加 機 能 に つ い て は、こ の 限 り で は あ り ま せ ン。

(設 備 等)

第 7 条

o n i は、契 約 者 が 指 定 し た 場 所 内 の 建 物 又 は 工 作 物 に お い て、ケ ー ブ ル モ デ ム 又 は D-O-N-U を 設 置 し、こ れ を 契 約 者 回 線 の 終 端 と し ま す。o n i は、前 項 の 設 置 場 所 を 定 め る と き は、契 約 者 と 協 議 し ま す。

2 契 約 者 は、oniNet を 利 用 す る た め に 契 約 回 線 以 外 に 必 要 な 通 信 機 器、ソ フ ト ウ ェ ア、そ の 他 こ れ ら に 附 随 し て 必 要 と な る 全 て の 機 器 を、自 己 の 費 用 と 責 任 に お い て 準 備 し、oniNet が 利 用 可 能 な 状 態 に 置 く も の と し ま す。

3 ケ ー ブ ル モ デ ム 又 は D-O-N-U は o n i の 所 有 と し、解 約 お よ び 一 時 停 止 の 際 に は o n i に 返 却 す る も の と し ま す。

4 契 約 者 は、契 約 者 の 故 意 又 は 過 失 に よ り ケ ー ブ ル モ デ ム 又 は D-O-N-U に 損 傷 を 与 え た 場 合、又 は こ れ を 紛 失 し た 場 合、o n i の 損 害 を 負 担 す る も の と し ま す。

(契 約 者 回 線 の 移 転)

第 8 条

契 約 者 の 希 望 に よ り、契 約 者 回 線 を 移 転 す る 場 合 は、契 約 者 に 移 転 に 係 る 費 用 を 負 担 し て い た だ き ま す。

2 移 転 に 必 要 な 工 事 は、o n i ま た は o n i が 指 定 し た 者 が 行 い ま す。

(oniNet 利 用 の 一 時 中 断)

第 9 条

契 約 者 は、oniNet 利 用 の 一 時 中 断 を し ょ う と す る 場 合 は、そ の 旨 を 書 面 に よ り 申 し 出 る も の と し ま す。た だ し、一 時 中 断 の 期 間 は 最 長 6 ヶ 月 間 と し ま す。

2 一 時 中 断 を 申 し 出 た 日 の 属 す る 月 の 翌 月 か ら 再 開 し た 日 の 属 す る 月 ま で の 期 間 の 利 用 料 は oniNet 契 約 約 款 第 24 条 の 規 定 に か か わ ら ず 無 料 と し ま す。

3 一 時 中 断 の 場 合 は、o n i は 一 切 の サ ー ビ ス の 停 止 を す る と も に ケ ー ブ ル モ デ ム 又 は D-O-N-U を 撤 去 す る こ と が で き る も の と し ま す。な お、撤 去 に 伴 う 費 用 は、契 約 者 が 負 担 す る も の と し ま す。

4 一 時 中 断 後 の サ ー ビ ス 再 開 に あ た っ て は、一 時 中 断 前 ま で の 期 間 に 係 る 滞 納 が あ る 場 合、こ れ を 完 納 し な い 限 り o n i は サ ー ビ ス の 再 開 は し ま せ ン。

5 契 約 者 は、一 時 中 断 再 開 後、6 ヶ 月 間 は 新 た に 一 時 中 断 が で き な い も の と し ま す。

6 契 約 者 は、サ ー ビ ス 利 用 の 一 時 中 断 及 び 再 開 を 希 望 す る 場 合、別 表 手 数 料 に 定 め る 手 数 料 を o n i に 支 払 う も の と し ま す。

7 契 約 者 が、一 時 中 断 期 間 が 6 ヶ 月 を 経 過 し た 後 新 た に 再 開 の 請 求 を 行 わ な い 場 合 は、oniNet 契 約 は 解 除 さ れ た も の と し ま す。

(変 更 の 届 け 出)

第 10 条

契 約 者 は、住 所、電 話 番 号、そ の 他 o n i に 届 け 出 て い る 内 容 に 変 更 が 生 じ た 場 合 に は、o n i が 別 途 指 示 す る 方 法 に よ り、速 や か に o n i に 届 け 出 る も の と し ま す。

2 契 約 者 が 申 込 時 に 登 録 し た 氏 名 は、o n i が 承 認 し た 場 合 を 除 き、一 切 変 更 で き な い も の と し ま す。

3 前 項 届 け 出 が な っ た こ と で、契 約 者 が 不 利 益 を 被 っ た と し て も、o n i は 一 切 そ の 責 任 を 負 い ま せ ン。

(名 義 変 更)

第 11 条

契 約 者 は、そ の 契 約 名 義 の 変 更 を す る 場 合 は、o n i が 別 途 指 示 す る 方 法 に よ り、o n i に 届 け 出 る も の と し ま す。

2 契 約 者 は、名 義 変 更 す る に あ た り、ア カ ウ ン ト や パ ス ワ ー ド が 変 更 さ れ る 場 合 が あ る こ と を 了 解 す る も の と し ま す。

(譲 渡 禁 止 等)

第 12 条

契 約 者 は、契 約 者 と し て 有 す る 権 利 を 第 三 者 に 譲 渡 し た り、売 買、質 権 の 設 定 そ の 他 の 担 保 に 供 す る 等 の 行 為 は で き な い も の と し ま す。

(契 約 者 が 行 う 契 約 の 解 除)

第 13 条

契 約 者 が 契 約 を 解 除 す る 場 合 は、1 ヶ 月 前 ま で に o n i に そ の 旨 を 書 面 に よ り 申 し 出 る も の と し ま す。o n i は 既 に 受 領 し た 利 用 料 そ の 他 の 債 務 の 払 い 戻 し 等 は 一 切 行 い ま せ ン。

2 本 条 に よ る 契 約 解 除 の 場 合、当 該 時 点 に お い て 発 生 し て い る 利 用 料 そ の 他 の 債 務 の 履 行 は oniNet 契 約 約 款 の 第 7 章 に 基 づ き な さ れ る も の と し ま す。

3 当 該 契 約 が 解 除 さ れ た 後 も、解 除 前 に 生 じ た 契 約 者 の o n i に 対 す る 損 害 賠 償 責 任 並 び に 負 う べ き 義 務 は 失 効 し な い も の と し ま す。

(o n i が 行 う 契 約 の 解 除)

第 14 条

契 約 者 が 以 下 の 各 号 の 一 に 該 当 す る 場 合、o n i は 事 前 に 通 知 の 上、当 該 契 約 を 解 除 す る こ と が で き る も の と し ま す。

- 1) 第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 24 条 に 違 反 す る 行 為 を 行 っ た 場 合。
 - 2) o n i へ の 申 告、届 出 内 容 に 虚 偽 が あ っ た 場 合。
 - 3) 料 金 等 の 支 払 債 務 の 履 行 遅 延 ま た は 不 履 行 が あ っ た 場 合。
 - 4) そ の 他、本 規 約 に 違 反 し た 場 合。
 - 5) oniNet に 関 す る 当 社 の 義 務 の 遂 行 若 し く は 当 社 の 電 気 通 信 設 備 の い ず れ か に 著 し い 支 障 を 与 え 又 は 与 え る お そ れ の あ る 行 為 を 行 っ た 場 合。
 - 6) そ の 他、契 約 者 と し て 不 適 切 と o n i が 判 断 し た 場 合。
- 2 当 該 契 約 が 解 除 さ れ た 後 も、解 除 前 に 生 じ た 契 約 者 の o n i に 対 す る 損 害 賠 償 責 任 並 び に 負 う べ き 義 務 は 失 効 し な い も の と し ま す。

(反 社 会 的 勢 力 の 排 除)

第 15 条

契 約 者 は、現 在、次 の い ず れ に も 該 当 し な い こ と、か つ、将 来 に わ た っ て も 該 当 し な い こ と を 確 約 す る も の と し ま す。

- 1) 暴 力 団
- 2) 暴 力 団 員 及 び 暴 力 団 員 で な っ た 時 か ら 5 年 を 経 過 し な い 者
- 3) 暴 力 団 準 備 成 員
- 4) 暴 力 団 関 係 企 業
- 5) 総 会 屋 等
- 6) 社 会 運 動 等 標 ぼう ゴ ロ
- 7) 特 殊 知 能 暴 力 集 団 等
- 8) 前 各 号 の 共 生 者
- 9) 自 ら も し く は 第 三 者 の 不 正 の 利 益 を 図 る 目 的、又 は 第 三 者 に 損 害 を 与 え る 目 的 を も っ て、本 条 本 項 第 1 号 な い し 8 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 を 利 用 し て い る と 認 め ら れ る 関 係 を 持 つ 者
- 10) 本 条 本 項 第 1 号 な い し 8 号 の い ず れ か に 該 当 す る 者 に 対 し 資 金 等 を 提 供 し、便 宜 を 供 与 す る な ど 反 社 会 的 勢 力 の 維 持、運 営 に 協 力 し、又 は 関 与 し て い る 者
- 11) そ の 他 前 各 号 に 準 ず る 者

2 契 約 者 は、自 ら 又 は 第 三 者 を 利 用 し て 次 の 各 号 の い ず れ か に 該 当 す る 行 為 を 行 わ な い こ と を 確 約 す る も の と し ま す。

- 1) 暴 力 的 な 要 求 行 為
 - 2) 法 的 な 責 任 を 超 え た 不 当 な 要 求 行 為
 - 3) 取 引 に 関 し て、脅 迫 的 な 言 動 を し、又 は 暴 力 を 用 い る 行 為
 - 4) 風 説 を 流 布 し、偽 計 を 用 い 又 は 威 力 を 用 い て o n i 等 の 信 用 を 毀 損 し、又 は o n i 等 の 業 務 を 妨 害 す る 行 為
 - 5) そ の 他 前 各 号 に 準 ず る 者
- 3 契 約 者 が、次 の い ず れ か に 該 当 し た 場 合 に は、o n i は、何 ら か の 催 告 を 要 せ ず し て、本 契 約 を 解 除 す る こ と が で き ま す。
- 1) 第 1 項 の 確 約 に 反 す る 表 明 を し た こ と が 判 明 し た 場 合
 - 2) 第 2 項 の 確 約 に 反 し た 行 為 を し た 場 合
 - 4) 前 項 の 規 定 に よ り oniNet が 解 除 さ れ た 場 合、契 約 者 は、o n i に 対 し、o n i の 被 っ た 損 害 を 賠 償 す る も の と し ま す。
 - 5) 第 3 項 の 規 定 に よ り oniNet が 解 除 さ れ た 場 合 に は、契 約 者 は、解 除 に よ り 生 じ る 損 害 に つ い て、o n i に 対 し、一 切 の 請 求 を 行 わ な い も の と し ま す。

第 3 章 付 加 機 能

(付 加 機 能 の 提 供)

第 16 条

o n i は、契 約 者 か ら 請 求 が あ っ た と き は、そ の 契 約 に つ い て、次 の 場 合 を 除 き、料 金 表 に よ り 付 加 機 能 を 提 供 し ま す。

- 1) 付 加 機 能 の 提 供 を 請 求 し た 契 約 者 が、付 加 機 能 使 用 料 の 支 払 を 現 に 怠 り、又 は 怠 る お そ れ が あ る と き。
- 2) 付 加 機 能 の 提 供 が 技 術 的 に 困 難 な と き 又 は 保 守 す る こ と が 著 し く 困 難 で あ る 等 当 社 の 業 務 の 遂 行 上 支 障 が あ る と き。

(付 加 機 能 の 停 止)

第 17 条

o n i は、次 の 場 合 に は 付 加 機 能 を 停 止 し ま す。

- 1) そ の 付 加 機 能 の 提 供 を 受 け て い る 契 約 者 か ら 停 止 の 申 出 が あ っ た と き。
- 2) そ の 付 加 機 能 の 利 用 を 継 続 す る に 当 た り、料 金 表 に 規 定 す る 提 供 条 件 を 満 た さ な っ た と き。

(付 加 機 能 の 一 時 中 断)

第 18 条

o n i は、付 加 機 能 を 利 用 し て い る 契 約 者 か ら 請 求 が あ っ た と き は、そ の 付 加 機 能 の 利 用 の 一 時 中 断 (そ の 付 加 機 能 に 係 る 設 備 及 び メール ア ド レ ス 等 を 他 に 転 用 す る こ と な く 一 時 的 に 利 用 で き な く す る こ と を い います。以 下、同 じ と し ま す。)を 行 い ま す。

第 4 章 利 用 中 止 お よ び 利 用 停 止

(利 用 中 止)

第 19 条

o n i は、次 の 場 合 に は oniNet の 利 用 を 中 止 す る こ と が あ り ま す。

- 1) oniNet 契 約 約 款 第 20 条 の 規 定 に よ り、通 信 利 用 を 中 止 す る と き。
- 2) 第 21 条 の 規 定 に よ り、通 信 利 用 を 中 止 す る と き。
- 2) 前 項 の 規 定 に よ り、oniNet の 利 用 を 中 止 す る と き は、あ ら か じ め そ の こ と を 契 約 者 に お 知

らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(データ等の削除)

第20条

契約者がoniNet用設備に登録したデータ等が、第21条、第22条、第23条、第24条に違反する行為である場合、oniは契約者に事前に通知の上、契約者に削除の指示をすることがあります。また削除の指示後、改善のめられない場合、oniは契約者がoniNet用設備に登録したデータ等を削除することがあります。

2 oniは、前項の措置により契約者に損害を生じたとしても、一切その責任を負いません。(利用の制限)

第21条

oniは以下のいずれかの事由が生じた場合には、契約者に事前に通知することなく、通信の利用を中止する措置をとることがあります。

- 1) oniNet契約約款第22条の規定により利用を制限する場合。
- 2) oniNet用設備等の保守を定期的または緊急に行う場合。
- 3) 火災、停電等によりoniNetの提供ができなくなった場合。
- 4) その他、運用上または技術上oniがoniNetの中止が必要と判断した場合。

2 oniは、前項各号のいずれか、またはその他の事由によりoniNetの提供の遅延または中断などが発生したとしても、これに起因する契約者または他者が被った損害について一切責任を負わないものとします。

3 oniは、オンライン(oniホームページ)上に事前通知をした上で、oniNetの全部または一部の提供を中止することがあります。

4 oniは、oniNet提供の中止の際、前項の手続きを経ることで、中止に伴う契約者または他者からの損害賠償の請求を免れるものとします。

第5章 契約者の義務

(自己責任の原則)

第22条

契約者は、oniNetを利用してなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、責任を負います。

2 契約者は、oniNetの利用に伴い、他者(国内外を問いません。また、契約者に限りません。以下同様とします。)から問合せ、クレーム等が通知された場合は、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

3 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接そのむねを通知するものとし、その結果については自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。

4 契約者は、oniNetの利用によりoniまたは他者に対して損害を与えた場合(契約者が、この利用規約上の義務を履行しないことにより他者またはoniが損害を被った場合を含みます。)、自己の責任と費用をもって損害を賠償するものとします。

5 契約者は、oni又はoniが委託する者が実施するoniNetに関する調査に応じていただきます。

(アカウント及びパスワードの管理責任)

第23条

契約者は、契約締結後にoniが契約者に付与する、アカウントおよびパスワードの管理責任を負うものとします。

2 契約者は、アカウントおよびパスワードを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買、質入等をしてはならないものとします。

3 アカウントおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等による損害の責任は契約者が負うものとし、oniは一切責任を負いません。

4 契約者は、アカウントおよびパスワードの盗難があった場合、アカウントおよびパスワードの失念があった場合、またはアカウントおよびパスワードが第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにoniにその旨連絡するとともに、oniから指示がある場合にはこれに従うものとします。

5 契約者は、定期的にパスワードを変更する義務があるものとし、その義務を怠ったことにより契約者または第三者に発生した損害に関して、oniは一切責任を負わないものとします。

(私的利用の範囲外の利用禁止)

第24条

契約者はoniが承認した場合(当該情報に関して権利をもつ第三者がいる場合には、oniを通じ当該第三者の承諾を取得することを含みます。)を除き、oniNetを通じ入手したいかなるデータ、情報、文章、発言、ソフトウェア等(以下、併せて「データ等」といいます。))も、著作権法で認められた私的利用の範囲を超える複製、販売、出版のために利用することはできません。

2 契約者は、前項に違反する行為を第三者にさせることはできません。(その他の禁止事項)

第25条

前二条の他、契約者はoniNetの利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- 1) oniNetを利用した2次プロバイダ的な利用をする行為。
- 2) 契約者が、ビジネス以外のサービス種類での契約にかかわらず、サーバーを構築する行為。
- 3) 契約者が、ビジネス以外のサービス種類での契約にかかわらず、第三者へ通信環境Wi-Fi(無料・有料関係なく)を提供する行為。
- 4) 他者の契約者、第三者もしくはoniの著作権、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 5) 他者の契約者、第三者もしくはoniの財産もしくはプライバシーを侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- 6) 他者の契約者、第三者もしくはoniに不利益もしくは損害を与える行為、またはそれらのおそれのある行為。
- 7) 公序良俗に反する行為もしくはそのおそれのある行為、または公序良俗の反する情報を他の契約者もしくは第三者に提供する行為。わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信または表示する行為。
- 8) 犯罪的行為もしくは犯罪的行為に結びつく行為、またはそのおそれのある行為。
- 9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、またはこれを勧誘する行為。
- 10) 事実に対する、またはそのおそれのある情報を提供する行為。
- 11) 他者になりすましてoniNetを利用する行為。
- 12) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為。
- 13) oniの承諾なく、oniNetを通じて、もしくはoniNetに関連して営利を目的とした行為、またはその準備を目的とした行為。
- 14) oniNetの運営を妨げる行為。
- 15) oniNetの信用を毀損する行為。
- 16) IDおよびパスワードを不正に使用する行為。
- 17) コンピュータウィルス等有害なプログラムをoniNetを通じて、またはoniNetに関連して使用し、もしくは提供する行為。
- 18) 他者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の電子メールを送信する行為または迷惑感を抱く、もしくはそのおそれのある電子メールを送信する行為。他者のメール受信を妨害する行為。連鎖的なメール転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為。
- 19) 他者の設備またはoniNet用設備(oniがoniNetを提供するために用意する設備、ソフト

ウェア)に無権限でアクセスし、またはその利用もしくは運営に支障を与えるまたはそのおそれのある行為。

20) その他、法令および条例に違反する、または違反するおそれのある行為。

21) その他、oniが不適切と判断する行為。

22) 上記各号のいずれかに該当する行為(当該行為を他者が行っている場合を含む)が見られるデータ等へ当該行為を助長する目的でリンクを張る行為。

第6章 料金等

(oniNetの利用料)

第26条

oniは、利用料がその後の経済情勢等の事由により不相応になったと認めるときには、これを変更できるものとします。

2 利用料の年額は、利用料の月額11ヵ月分とします。但しテレビやケーブルプラス電話サービスのセット料金を希望する場合を除きます。

(手続きに関する料金等の支払義務)

第27条

契約者は、契約時及び契約内容変更時に係る、料金表に規定する登録手数料の支払を要します。(料金の支払)

第28条

契約者の利用料の支払方法は口座振替を原則とします。口座振替日は別途金融機関が指定する振替日とします。

2 加入契約料・施設設置工事費・登録手数料は、契約日または工事が行われる前日までにoniが指定する方法により支払うものとします。

(割増金及び延滞利息)

第29条

契約者は、oniNet契約約款第28条、第29条の規定に基づく割増金及び延滞利息をoniが別に定める方法により支払っていただきます。

2 前項支払に必要な振込手数料その他の費用は、全て当該契約者の負担とします。

第7章 保守

(oniの維持責任)

第30条

契約者は、oniの施設を保守管理する必要上、oniのoniNet提供が一時的に停止することがあることを承認するものとします。

第8章 損害賠償

(免責)

第31条

oniは、契約者がoniNetの利用に関して損害を被った場合、oniNet契約約款第34条(責任の制限)の規定による他は、何らの責任も負いません。

2 oniNetの内容は、oniがその時点で提供可能なものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、いかなる責任も負いません。

3 oniは、契約者がoniNet用設備に蓄積した、または契約者が他者に蓄積することを承認したデータ等の消失(第19条に基づくoniによる削除を含みます。)、他者の改ざんに関し、いかなる責任も負いません。

4 oniは、oniNet契約約款第20条、第21条、oniNet契約者規約第18条、および前二項の他、oniはoniNetの利用により発生した契約者の損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)、およびoniNetを利用できなかったことにより発生した契約者または他者の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、損害賠償義務を一切負わないものとし、

5 oniは、oniNetに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有もしくは占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがoniの故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害の賠償はいたしません。

6 oniは、この利用規約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下、この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づきoniが定めるインターネット接続サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、oniはその改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

7 oniNetの利用に起因して、契約者間、または契約者と第三者間で紛争が生じた場合は、当該契約者が自己の費用と責任において解決するものとし、oniは一切の責任を負いません。

第9章 oniメッシュWi-Fi

(個人情報の取り扱い)

第32条

oniは、本サービスの提供にあたり取得する契約者に関連する個人情報(デバイス情報の取得等を含みます。)について、oniプライバシーポリシーおよび本条に基づき適切に取り扱います。

2 個人情報の登録を拒否することは可能です。ただし、その際には本サービスはご利用出来ませんので、ご了承ください。

3 oniは、本サービスを提供するにあたり、次の各号で取得した利用者の個人情報をoniとPlume Design, Inc.(Wi-Fiのプラットフォーム事業者)との間に定めた秘密保持契約に基づき、Plume Design, Inc.に提供いたします。

その場合、oniの伝送システムを利用して安全に配慮いたします。また、oniは本サービス提供についてJCOM株式会社との間で定めた「ZAQメッシュWi-Fiソリューションに関する契約書」に基づき委託する責任を実施する目的で個人情報を委託するとともに、JCOM株式会社以外で個人情報を委託する場合には、本サービスを提供する目的の範囲内で、oniの責任で適切な委託先を選定し、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した上で委託いたします。

(1) ユーザーアカウント、ブラウザタイプ(IE、Chromeなど)、ドメインおよびIPアドレス

(2) 位置データ、機器データおよび利用状況データ

(3) トラフィック情報および障害情報

(4) デバイス情報

(本アプリから送信される利用者情報、目的、送信先)

第33条

1 本アプリは、AuthToken(認証チケット)を、認証・識別のために、oniとPlume Design, Inc.(Wi-Fiのプラットフォーム事業者)との間に定めた秘密保持契約に基づき、oni、Plume Design, Inc.およびGoogle Inc.へ送信します。

2 本アプリは、本アプリに関わる利用履歴(本アプリの設定状況、本アプリの利用状況など)を、サービス機能提供・サービス機能向上・お客様サポートのために、oniとPlume Design, Inc.へ送信します。

3 本アプリは、アプリ画面からご入力頂いた任意情報(デバイス設置場所名、デバイス名など)を、サービス機能提供・お客様サポートのために、oniとPlume Design, Inc.へ送信します。

4 本アプリは、OSが発行するID、端末名、位置情報、位置情報を利用するサービス機能提供のために、oniとPlume Design, Inc.へ送信します。

5 接続されているデバイス(機器)の情報は、お客様の保有する機器とみなされ、oniのサービス(本アプリに係るサービス)に限りません。)に関する品質向上、最適な広告の配信、サービス広告効果の検証、並びにoniまたはoniの業務委託先による当該の宣伝、申込み勧誘等のために、oniへ自動的に送信します。この情報を第三者へ提供することはありません。

第10章 雑則

(管轄裁判所)

第34条

加入契約に関する紛争が生じたときは、oniの本店の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とします。

附則

(標準工事)

・oniビジョン未加入者

項 目		金額(消費税込)
屋外工事費(引込み費用)※戸建て住宅		39,600円
通信工事費	ケーブルモデム(oniNetのみ加入)	22,000円
	D-ONU接続調整	29,700円

・oniビジョン既加入者

項 目		金額(消費税込)
通信工事費	ケーブルモデム	22,000円
	D-ONU接続調整	29,700円

※上記屋外工事費は、幹線ケーブル上のタップオフから建物に取り付ける保安器までの屋外工事(同軸ケーブル40m以内・光ケーブル150m以内)であり、特別ケーブル工事等が必要となる場合、又棟内回収を伴う際には別途個別見積りとなります。

項 目		金額(消費税込)
撤去工事費	引込線撤去宅内線撤去 ケーブルモデム撤去 ※同一日に撤去の場合	13,200円
	引込線撤去	7,150円
	宅内線撤去	7,150円
	ケーブルモデム撤去	7,150円

※上記以外工事費につきましては、別途見積りの上費用を請求させていただきます。

(端末機、付属品料金)

品 目	金額(消費税込)
ケーブルモデム(無線ルータ内蔵)	16,500円
ケーブルモデム(160M)	13,200円
ケーブルモデム(汎用)	8,800円
D-ONU(FTE6083-BAN)	10,450円
D-ONU(FTE6083-BAL)	25,300円
D-ONU(BFW200)	22,000円
D-ONU(ノキア有線)	16,500円
D-ONU(ノキア無線ルータ内蔵)	27,500円
D-ONU(古河電気)	22,000円
HCNA子機	22,000円
EOCモデム子機	15,400円
EOCモデム子機(無線ルータ内蔵)	30,800円
ポッド(oniメッシュWi-Fi端末)1台	16,500円
付属品	1,100円

※過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の加入者負担額です。これは契約の期間に拘わらず必要です。

※この料金表は令和3年4月1日現在のものです。

(実施期日)

このoniNet契約者規約は、平成14年4月1日に実施します。

改訂 平成19年12月1日
改訂 平成21年2月1日
改訂 平成22年9月1日
改訂 平成23年7月24日
改訂 平成23年9月5日
改訂 平成24年5月1日
改訂 平成24年9月10日
改訂 平成26年4月1日
改訂 平成26年7月1日
改訂 平成27年9月1日
改訂 令和元年10月1日
改訂 令和2年4月1日
改訂 令和3年4月1日
改訂 令和4年3月1日
改訂 令和4年7月1日

o n i N e t インターネット接続サービス料金表

通 則

1. 料金表の適用

料金表の適用については、o n i N e t 接続サービス契約約款（以下本約款といいます）、第23条、第24条および第6条2項の規定によるほか次のとおりとします。

消費税相当額の加算	本約款第23条、第24条および第6条2項の規定により支払いを要する料金表に規定する金額であり、消費税相当額を加算した額です。但し、将来において消費税率の変更がある場合は、本体金額に法定消費税相当額を付加するものとします。
-----------	--

2. 最低利用期間

本約款に定める最低利用期間は、本約款第6条によります。なお、解除料は5. に規定します。

3. 料金の支払方法

契約者がインターネット接続サービス料金（工事に関する費用を除く）を支払う方法は、当社が定める方法により支払うものとし、契約者の銀行等金融機関口座からの自動振替もしくはコンビニエンスストアでの支払いのいずれかとします。

4. インターネットサービス加入金、登録料・利用料等（金額は税込表示）

4-1. 加入金

項 目	金 額
加入金	55,000円

※o n i の施設を利用する場合に必要です。ただし、ご解約されても返金はいたしません。
※キャンペーンの場合、上記で規定する金額について減額もしくは免除される場合があります。

4-2. 登録料・利用料

種類	内 容	料 金		
		初期登録料	月契約	年契約
サービス	●軽（かろ）ネット	4,400円	1,980円/月	23,760円/年
	●プチバンド	4,400円	3,190円/月	35,090円/年
	●エコノミー	4,400円	4,730円/月	52,030円/年
	●スマート20	4,400円	4,950円/月	54,450円/年
	●プレミアム	4,400円	6,270円/月	68,970円/年
	●光ハイブリッド160	4,400円	6,270円/月	68,970円/年
	光ゲート100	4,400円	4,730円/月	52,030円/年
	光ゲート1G	4,400円	6,270円/月	68,970円/年
	マンション20	4,400円	3,300円/月	36,300円/年
	マンション120	4,400円	4,070円/月	44,770円/年
	●ビジネスライト	4,400円	10,670円/月	117,370円/年
	●ビジネス	4,400円	27,500円/月	302,500円/年
	光5M	4,400円	3,190円/月	35,090円/年
	光50M(SIM付)	9,900円	4,290円/月	47,190円/年
	光100M	4,400円	4,730円/月	52,030円/年
	●光300M	4,400円	5,170円/月	56,870円/年
	光500M(SIM付)	7,700円	5,390円/月	59,290円/年
	光1G	4,400円	6,270円/月	68,970円/年
	光2G	4,400円	6,270円/月	68,970円/年
	光2.5G	4,400円	7,370円/月	81,070円/年
	●光10M(御南)	4,400円	3,190円/月	35,090円/年
	●光100M(御南)	4,400円	3,850円/月	42,350円/年
	●光300M(御南)	4,400円	4,290円/月	47,190円/年
	光ビジネスライト	4,400円	11,000円/月	121,000円/年
	光ビジネス	4,400円	27,500円/月	302,500円/年
	光ビジネス2.5G	4,400円	44,000円/月	484,000円/年
	メールID変更	無 料	—	—
そ の 他	コース変更	1 設定 1,100円	—	—
	解約	4,400円	—	—

※上記●印のプランは新規申込を終了しました。

※光50M(SIM付)プランは、高速クーポン1GB、音声基本料が含まれております。(通話料、SMS料別途)
光500M(SIM付)プランは、高速クーポン1Gが含まれております。(データSIM)

※SIM付プランのSIMに関しては、「岡山ネットワーク株式会社契約約款～oniモバイル編～」を参照ください。

※SIM付プランより、SIMなしプランへコース変更した場合、別途SIM基本料金が発生します。

※テレビサービスおよびケーブルプラス電話サービスとのセット料金を選択の場合、年払いによる割引きはありません。

※光ゲート100、光ゲート1Gは、岡山市建部地域のみを提供するサービスです。なお、建部地域のお客さまは他のコースへの変更、お申込みはできません。

※マンション20ならびにマンション120は、当社エリア内（建部地域除く）にある集合住宅のうちoniNet対応で当社が特々に定めた施設の居住者のみに提供するサービスです。

※提供する利用料等は月額であり、日割り計算は行いません。

タブレット 専用コース ※新規お申込は終了いたしました。

種類	内 容	料 金			備 考
		初期登録料	月契約 (利用4年未満)	月契約 (利用4年日以降)	
iPad レンタル サービス	iPad mini (16G) タブレット30	10,000円	1台 6,270円/月	1台 5,170円/月	インターネット30M+ 無線ルータ内蔵CM +iPad mini(16G)
	iPad mini (16G) タブレット160		1台 7,370円/月	1台 6,270円/月	インターネット160M+ 無線ルータ内蔵CM +iPad mini(16G)
	iPad Air (16G) タブレット30		1台 6,600円/月	1台 5,170円/月	インターネット30M+ 無線ルータ内蔵CM +iPad Air(16G)
	iPad Air (16G) タブレット160		1台 7,700円/月	1台 6,270円/月	インターネット160M+ 無線ルータ内蔵CM +iPad Air(16G)

- 建部地域の光ゲート100コース、光ゲート1Gのお客さまは本サービスはご利用いただけません。
- 年払いの割引はございません。
- 本サービスの申込者が未成年の場合は、親権者の同意を必要とします。なお、学割りの適用はございません。
- 本サービスはご利用者本人および「同居の家族が利用できるもので、第三者に再利用承諾、譲渡または契約上の地位を継承することはできません。
- 本サービスはo n i が提供するサービスであり、Apple Inc. が認定、後援、その他承認したものではありません。
- 最低利用期間を3年（利用料金の請求開始月を含む36ヵ月）と定めます。最低利用期間終了後は契約者へ譲渡します。なお、最低利用期間内に契約解除の場合、規約第18条に則り、最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同等額の違約金を一括で支払わなければなりません。
- i P a d は1契約につき最大2台までとなります。
- i P a d の本体色はシルバー色のみです。
- i P a d は1契約につき最大2台までとなります。
- i P a d の所有権はo n i にあるものとし、利用者は本規約及びo n i の指示に従い、i P a d を善良なる管理者の注意を以て利用、保管するものと、転貸、改造、改変してはなりません。
- 前項6. に違反した場合、本サービスの利用から生じるあらゆる損害金の全額は利用者の負担となります。
- 利用者の故意若しくは重大な過失において、i P a d に故障、滅失、き損等が生じた場合は、利用者はo n i に対して最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同等額の負担金を支払わなければなりません。
- 利用者の故意若しくは重大な過失において、i P a d に故障、滅失、き損等が生じた場合、利用者はo n i に対して最低利用期間に満たない期間のご利用料金（月額利用料×残余月数）と同等額の負担金を支払わなければなりません。
- 保守サービスについて、1年未満の自然故障の場合のみ無償対応致します。1年未満の過失、事故は有償対応となります。1年を超える対応は全て有償対応です。なお、1年未満で自然故障以外の修理交換費用は下記の通りとなります。
(1) i P a d m i n i (16G) 33,000円
(2) i P a d A i r (16G) 38,500円
- 盗難・紛失の場合は一律弁済金として下記費用を申し受けます。
(1) i P a d m i n i (16G) 42,680円
(2) i P a d A i r (16G) 53,680円
- i P a d の故障等が認められた場合、正常なi P a d（以下、「代品」といいます）を利用者に提供します。その場合において利用者がi P a d に保存されているデータ並びにアプリのデータ移行は、対応できませんので、予め利用者において管理をお願い致します。なお、代品は、新品または再品とするものとし、利用者はそのどちらかを選ぶことはできません。
- o n i はi P a d の初期アプリケーションサービス以外の保証はいたしません。利用者が本サービス利用開始後に任意のアプリケーションサービスをインストールする場合は、利用者の責任において行うものとします。i P a d の初期アプリケーションサービスの使用、または、任意のアプリケーションサービスのインストールおよび使用によりi P a d に支障や不具合が生じた場合若しくは第三者への迷惑行為や不利益が生じた場合、o n i は一切の責任を負いません。
- キャンペーンでお渡ししている液晶保護フィルムは、お客様にて貼り付けお願い致します。
- Apple Inc. が提供している「アップルケア」へのご加入は、今後の保守対応等出来なくなる為、ご遠慮願います。
- o n i にてi P a d を設定する場合、アップルID取得の個人情報入力（IDやパスワード・クレジットカード番号等）はお客様にてご入力をお願いします。
- アップルIDのID・パスワード等は、お客様の責任において管理をお願いします。o n i は一切管理しません。
- 本サービスの契約終了に伴いi P a d を返却した場合、利用者はi P a d 内のいかなる情報・データをo n i が破壊または消去することに同意するものとします。

タブレット レンタルサービス ※新規お申込は終了いたしました。

種類	内 容	料 金		
		初期登録料	月契約	年契約
オプション サービス	iPad mini (16G)	11,000円	1台 1,650円/月	1台 19,800円/年
	iPad Air (16G)	11,000円	1台 1,980円/月	1台 23,760円/年

※1. 本サービスは、o n i N e t インターネット接続サービスのプチバンド以上（建部地域の光ゲート100コースのお客さまを含む）のお客さまがご加入の条件となりますので、単品の提供は一切いたしません。

※2. 以降は上に同じ。

4-3. 工事費

項 目	金 額
インターネット接続工事 ※保安器以降の宅内配線等を含みます。	実費相当額

※上記工事費は、幹線ケーブル上のタップオフから建物壁面に取り付ける保安器までの引込工事（ケーブル長40m以内）および保安器から宅内工事の費用を定めたものです。なお、特別ケーブル工事、混合増幅器等が必要となる場合、また棟内改修を伴うもの、F T T H方式の岡山市建部地域については別途個別見積りとなります。
※工事は原則として、o n i またはo n i の指定する工事業者が行います。但し、お客様ご自身もしくは指定する工事業者以外が工事したことに起因する画質等トラブルにつきましてo n i は一切関知いたしません。

4-4. 設置費（CM）

項 目	金 額
Net 接続費 ケーブルモデム接続費 ※対応集合住宅	8,800円

※移設費用につきましては別途個別見積りとなります。

4-5. 撤去工事費

項 目	金 額
撤去工事費	7,150円
引込線撤去 宅内線撤去 C M撤去 光サービス設備撤去	22,000円

※上記以外の工事等につきましては、別途見積りのうえ費用を請求させていただきます。

4-6. 出張手数料

項目	金額
出張手数料	7,150円

※修理・工事等が伴う場合、別途費用を請求させていただきます。

4-7. 遅延損害金

項目	利率
遅延損害金	年利14.5%

※加入者は、加入時料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払いがない場合で、翌月分と合わせてお支払いいただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお、お支払いがない場合（oniが加入者のお支払いを確認できない場合を含みます）には、第1回目支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年間14.5%（年当りの割合は、閏年の日を含む期間について、365日当りの割合とします）の割合で計算して得た遅延損害金を含め、oniにお支払いいただきます。

5. 解約料

項目	金額（消費税別）
最低利用期限内解約	月額利用料×残存月数（原則6ヵ月以下）

※契約の有効期限は契約日から1年間です。そのうち最低利用期間は、キャンペーン期間中を除いて課金開始が属する月から起算して6ヵ月とします。

※加入者は、約款第4条規定により、最低利用期限内に解約を行う場合は、解除料として残存期間の利用料を一括して支払うものとします。ただし、oniが特段認める場合はこの限りではありません。

※oniが別に最低利用期間を定めた場合はそれに従うものとします。

6. 内容

①基本サービス

項目	内 容
接続帯域<下り> (ベストエフォート)	軽(かろ) ネット : 1Mbps
	ブチバンド : 5Mbps
	エコノミー : 15Mbps
	スマート20 : 20Mbps
	プレミアム : 25Mbps
	光ハイブリッド160 : 160Mbps
	マンション20 : 20Mbps
	※タブレット30 : 30Mbps
	マンション120 : 120Mbps
	光ゲート100 : 100Mbps
	光ゲート1G : 1Gbps
	※タブレット160 : 160Mbps
	ビジネスライト : 25Mbps
	ビジネス : 160Mbps
	光5M : 5Mbps
	光50M(SIM付) : 50Mbps
	光100M : 100Mbps
	光300M : 300Mbps
	光500M(SIM付) : 500Mbps
	光1G : 1Gbps
	光2G : 2Gbps※
	光2.5G : 2.5Gbps※
	光10M(御南) : 10Mbps
光100M(御南) : 100Mbps	
光300M(御南) : 300Mbps	
光ビジネスライト : 100Mbps	
光ビジネス : 1Gbps	
光ビジネス2.5G : 2.5Gbps※	
メールアドレス	軽(かろ) ネット : 1個(無料)
	ブチバンド : 1個(無料)
	エコノミー : 1個(無料)
	スマート20 : 3個(無料)
	プレミアム : 3個(無料)
	光ハイブリッド160 : 3個(無料)
	マンション20 : 1個(無料)
	※タブレット30 : 3個(無料)
	マンション120 : 3個(無料)
	光ゲート100 : 1個(無料)
	光ゲート1G : 3個(無料)
	※タブレット160 : 3個(無料)
	ビジネスライト : 3個(無料)
	ビジネス : 1個(無料)
	光5M : 1個(無料)
	光50M(SIM付) : 1個(無料)
	光100M : 1個(無料)
	光300M : 3個(無料)
	光500M(SIM付) : 3個(無料)
	光1G : 3個(無料)
	光2G : 3個(無料)
	光2.5G : 3個(無料)
	光10M(御南) : 1個(無料)
光100M(御南) : 1個(無料)	
光300M(御南) : 3個(無料)	
光ビジネスライト : 3個(無料)	
光ビジネス : 1個(無料)	
光ビジネス2.5G : 1個(無料)	

※上記「2Gbps」「2.5Gbps」という通信速度は、oni通信設備から宅内終端装置(D-ONU)へ提供する技術規格上の下りの最大速度です。お客様が使用する個々の端末機器までの通信速度を示すものではありません。

※通信速度は、お客様のご利用環境(端末機器の仕様など)や回線混雑状況により低下する場合があります。

※無線LAN対応D-ONU設置時に限り、合計2Gbps・2.5Gbpsの利用が可能です。ただし、接続端末1台における技術規格上利用可能な最大速度は1Gbpsとなります。※光2G・2.5G・光ビジネス2.5Gプランが契約頂けないエリアがあります。

項目	内 容
メール容量	全コース:2GB (注1)メール保存期間は60日 (注2)メール送受信容量20MB (注3)ビジネスを除く
メールウィルスチェック	有り(無料) メールアドレスがspo(n).oninet.ne.jp又はpo.oninet.ne.jpのお客さまのみ
迷惑メール撃退サービス	有り(無料)
メール転送機能	有り(ユーザー側で設定可能) 利用料金は基本に含む
Webメールサービス	有り(無料)
マカフィー for ZAQ	有り(無料) (注)ビジネスを除く
ホームページ容量	全コース:60MB (注)ビジネスを除く

②付加機能

種 類	単位・料金	条 件
メールアカウント 追加サービス	追加1アカウント毎 330円/月	最大アカウント数は以下の通りとする。
		軽(かろ) ネット : 5個(標準1個含む)
		ブチバンド : 5個(標準1個含む)
		エコノミー : 5個(標準1個含む)
		スマート20 : 5個(標準3個含む)
		プレミアム : 5個(標準3個含む)
		光ハイブリッド160 : 5個(標準3個含む)
		マンション20 : 5個(標準1個含む)
		※タブレット30 : 5個(標準3個含む)
		マンション120 : 5個(標準3個含む)
		光ゲート100 : 5個(標準1個含む)
		光ゲート1G : 5個(標準3個含む)
		※タブレット160 : 5個(標準3個含む)
		ビジネスライト : 5個(標準3個含む)
		ビジネス : 1個(標準1個含む)
		光5M : 5個(標準1個含む)
		光50M(SIM付) : 5個(標準1個含む)
		光100M : 5個(標準1個含む)
		光300M : 5個(標準3個含む)
		光500M(SIM付) : 5個(標準3個含む)
		光1G : 5個(標準3個含む)
		光2G : 5個(標準3個含む)
		光2.5G : 5個(標準3個含む)
光10M(御南) : 5個(標準1個含む)		
光100M(御南) : 5個(標準1個含む)		
光300M(御南) : 5個(標準3個含む)		
光ビジネスライト : 5個(標準3個含む)		
光ビジネス : 1個(標準1個含む)		
光ビジネス2.5G : 1個(標準1個含む)		
IP固定サービス	550円/月	軽(かろ) ネット : なし ブチバンドコース : なし ビジネスライトコース : デフォルト固定 ビジネスコース : デフォルト固定 本オプションの新規お申込は終了いたしました。
	3,300円/月	光5M 光1G 光300M(御南) 光100M 光10M(御南) 光300M 光100M(御南) 本オプションの新規お申込は終了いたしました。 固定IPが必要な方は「光ビジネス2.5G・光ビジネス・光ビジネスライト」をご用意しております。
リモートサポート	550円/月	ビジネスコースを除く
サービス パソコンソフト 使い放題	550円/月	
IP取得代行 (ビジネスコースのみ)	1取得につき	8個 8,800円 16個 13,200円 32個 18,700円
独自ドメイン 管理費	1,100円/月	
ドメイン名取得 代行手数料	6,600円	
ドメイン登録 代行手数料	6,600円	
情報登録 手数料	1,100円	
oniメッシュWi-Fi	1,100円/月	【2台1セット】3台以降1台550円/月・3年間長期契約880円/月
無線ルータ内蔵 ケーブルモデム	220円/月	
メール転送サービス	無料	
ウェブメールサービス	無料	
電子メールウィルス スキャンサービス	無料	
迷惑メール撃退サービス	無料	
マカフィー for ZAQ	無料	

※無線ルータ内蔵ケーブルモデムをご使用の場合、PC側の子機はお客さまでご用意ください。

なお、設定料は別途かかります。

※タブレット30、タブレット160は単体でのお申し込みはできません。

③手続きに関する料金

手数料等に係る諸費用は、初期登録手数料と各種変更・追加に係る費用を徴収します。

④解除

規約第18条に則り、最低利用期間内に解除した場合は解除料を徴収します。

7. 利用停止期間

本規約16条により会員のインターネット接続サービスを停止することがあります。利用停止期間中の利用料は適用しません。

8. ウィルスチェック

基本サービスに付属するメールアドレスで送受信される電子メールに対しては、oni指定のウィルスチェックソフトによるウィルスチェックが行われます。

- (1) oniは、oni指定のウィルスチェックソフトが有する性能およびその他の仕様の範囲でウィルスチェック機能を提供するのであって、あらゆるコンピュータウィルスを検出し駆除することを保証するものではありません。
- (2) 基本サービスに付属するメールアドレス宛てに送信される電子メールに、ウィルスが検出された場合はウィルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して電子メールを送信します。
- (3) oniのメールサーバから送信された電子メールにウィルスが検知された場合、ウィルスを駆除し、その旨の警告メッセージを添付して指定された送信先へ電子メールを送信します。
- (4) 本ウィルスチェック機能に起因して、会員またはその他第三者に生じた結果的損害、付随的損害および遺失利益等に関して、有形無形を問わずoniはいっさいの責任を負いません。

9. 端末機、付属品料金

品目	金額（消費税込）
ケーブルモデム（無線ルータ内蔵）	16,500円
ケーブルモデム（160M、120M）	13,200円
ケーブルモデム（汎用）	8,800円
D-ONU（FTE6083-BAN）	10,950円
D-ONU（FTE6083-BAL）	25,300円
D-ONU（BFW200）	22,000円
D-ONU（ノキア有線）	16,500円
D-ONU（ノキア無線ルータ内蔵）	27,500円
D-ONU（古河電気）	22,000円
HCNA子機	22,000円
EOCモデム子機	15,400円
EOCモデム子機（無線ルータ内蔵）	30,800円
付属品	1,100円
iPad mini（16G）	42,680円
iPad Air（16G）	53,680円
ポッド（oniメッシュWi-Fi端末）1台	16,500円

※本約款第29条の2の規定に基づき、契約者が支払わなければならない金額です。

※過失による破損および紛失の場合、または解約時に未返却の場合の加入者負担額です。これは契約の期間に拘わらず必要です。

付 則

1. 代理店を通じての加入についても一般加入と同等とします。
2. この約款施行 平成28年4月1日より施行します。
3. この約款改定 平成29年8月1日より改定します。
4. この約款改定 令和元年10月1日より改定します。
5. この約款改定 令和2年4月1日より改定します。
6. この約款改定 令和3年4月1日より改定します。
7. この約款改定 令和4年3月1日より改定します。
8. この約款改定 令和4年11月1日より改定します。

情報セキュリティ・個人情報保護に関する基本方針

岡山ネットワーク株式会社（以下、「oni」といいます）は、お客様の個人情報の保護および適切な取扱いが、oniにとって社会的責務であると考えております。oniは、oniが取得する個人情報、この個人情報の保護に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます）に基づき、適切に取扱い、保護に努めてまいります。

1. 個人情報の定義

個人情報とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいいます。

- [1] 氏名、住所、生年月日、性別、職業、電話番号、電子メールアドレス、口座番号および名義、住宅の図面およびお客様に提供するサービス内容等。
- [2] その情報のみでは特定の個人を識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、この照合により特定の個人を識別できることとなる情報。
- [3] 上記の情報のうち1つまたは複数を組合せることでお客様の個人を特定できる情報。

2. 個人情報の取得、利用および第三者への提供

- (1) oniは、oniのサービスを提供するために必要、かつ、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取得します。
- (2) お客様の個人情報は、(3)で定める利用目的の達成に必要な範囲内で、oniが利用するほか、委託業務の達成に必要な範囲内で、oniが委託したのもも利用できるものとします。
- (3) oniはお客様の個人情報、次の目的で利用します。ただし、下記[2]～[5]ではお客様の氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスおよびお客様に提供するサービス内容を利用します。
 - [1] お客様へのサービスに関する契約の締結、工事の施工のためにお客様の氏名、住所、電話番号、住宅の図面を、また、料金請求や収納業務のために金融機関のお客様の口座番号および名義ならびにお客様に提供するサービス内容をそれぞれ利用します。
 - [2] お客様に対してダイレクトメール、電子メール、定期訪問等により情報（oniが提供するサービスに関する各種キャンペーン等のお知らせや商品案内など）を提供し、または各種アンケート調査を実施するため。
 - [3] サービスの変更およびサービスの休廃止の通知をお客様にお届けするため。
 - [4] お客様から寄せられたご意見、ご要望にお応えするための苦情・相談対応業務のため。
 - [5] お客様がoniからご購入いただいた商品のアフターサービス、メンテナンス、定期点検を行うため。
 - [6] お客様の個人情報の集計、分析を行い、個人が識別、特定できないように加工した統計資料を作成し、サービスの向上および新規サービスの開発等を行うために、お客様に提供するサービス内容を利用します。
- (4) 上記の利用目的以外に、お客様の個人情報を利用する必要がある場合には、下記3. [2]～[6]に該当する場合を除き、事前にお客様に利用者および利用目的を連絡し、お客様から事前の同意を得たうえで利用します。

3. 個人情報の提供先の範囲

お客様の個人情報は、次のいずれかに該当する場合を除き、いかなる第三者にも提供いたしません。

- [1] お客様から同意を得た場合。
- [2] 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。
- [3] 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、お客様の同意を得ることが困難である場合。
- [4] 国の機関若しくは地方公共団体が、法令の定める事務を遂行することに対し協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。
- [5] 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等がなされる場合。
- [6] 警察、税務署等の法律上の照会権限を有する者からの照会（刑事訴訟法第197条第2項、弁護士法第23条の2等）がなされた場合。ただし、通信の秘密に属する事項については提供しない。

4. お客様の個人情報の安全管理措置

- (1) oniは、社員に対して個人情報の保護に関する教育・啓発活動を実施するほか、個人情報保護管理者を置き、お客様の個人情報の安全管理に努めます。
- (2) oniは、お客様の個人情報への不正なアクセスや個人情報の漏えい、滅失またはき損を防止するため、oniのウェブサイトの物理的、人的過失についてセキュリティの確保・維持に努めます。
- (3) oniは、oniが委託先との間で機密保持契約を締結し、お客様の個人情報について、適切な取扱いおよび保護を行うよう指示・監督をします。

5. お客様の個人情報の開示、利用目的の通知請求等

- (1) oniが保有しているお客様の個人情報について、開示、利用目的の通知、訂正、追加、削除、利用停止、消去および第三者への提供停止（以下、「開示等」という）の各請求をされる場合は、所定の書式により、oniまで直接ご請求下さい。個人情報漏えい防止、正確性、安全性の確保の観点から、その請求が不当な場合を除き、遅滞なく必要な調査を行い、当該ご請求がお客様ご自身によるものであることまたは正当な代理人によることが確認できた場合に限り、お客様の個人情報の開示等を行います。ただし、開示等を行うことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部または一部の開示等を行いません。
 - ①本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②oniの権利または正当な利益をそくなったり、業務の適正実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがある場合
 - ④国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係がそこなわれるおそれ、または他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがある場合
 - ⑤犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがある場合
 - ⑥国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して、協力する必要がある場合で、当該事務に支障を及ぼすおそれがある場合
 - ⑦他の法令に違反することとなる場合
- (2) oniが保有しているお客様の個人情報について、開示等の各請求を行う場合、お客様は、oniに対して次の①～④のいずれかの書類を提示し、またはそのコピーを提出していただきます。さらに、前(1)項の代理人には⑤の手続きをしていただきます。
 - ①運転免許証
 - ②健康保険証
 - ③パスポート
 - ④その他本人の確認ができる書類
 - ⑤代理人の方は、お客様からの委任状等の委任されたことを証明できるものに、①～④のいずれかの書類またはそのコピーを添付してください。また、法定代理人は、法定代理人であることを証明できる書類を提出してください。
- (3) 前(1)～(2)項の開示等の実施、不実施については、ご請求のあったお客様に対して遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

6. oniの委託先への個人情報の提供

oniが保有するお客様の個人情報の取扱いを外部業者に、次の各項のとおり委託する

- ことがあります。この場合も業務委託先に対して適切な管理を行うよう指示・監督をします。
- (1) oniが委託先に提供する場合もお客様の個人情報の範囲は、お客様から特に申し入れがある場合を除いて、oniが保有する委託先が業務遂行上必要な個人情報を対象といたします。
 - (2) oniが委託先へお客様の個人情報の提供（以下、「業者への情報提供」という）は、紙、電子データの伝送、電子記録媒体の引渡し、サーバへのアクセスのいずれかの方法で行います。
 - (3) お客様より、委託先での個人情報の取扱いについて改めるようご請求があった時は、正当な理由によるご請求に限り、改善するよう委託先を指導いたします。
 - (4) 前(3)項の停止の実施、不実施については、ご請求のあったお客様に対して、遅滞なくご連絡いたします。なお、不実施の場合は、その理由を説明するよう努めます。

7. 免責

oniは、oniのウェブサイトへリンクされている他のウェブサイトにおけるお客様の個人情報等の保護、取扱い等については、一切責任を負うものではありません。

8. 関係法令の遵守

oniは、お客様の個人情報に関する日本国の法令（個人情報の保護に関する法律、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律施行令、個人情報の保護に関する基本方針、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン、放送受信者等の個人情報の保護に関する指針等）を遵守致します。

9. この基本方針の変更および告知

この内容は必要に応じてoniが変更することがあります。最新の内容は、oniのウェブサイトに掲載されている最新版または、あるいは12項の窓口へご請求下さい。

10. クッキー（Cookie）等の利用

- (1) oniのウェブサイトには、お客様が再度ウェブにアクセスされた時に一層便利に利用していただけるよう、「クッキー」と呼ばれる技術を使っているページがあります。

用語の説明

【クッキー】

- クッキーとは、ウェブでホームページを閲覧している側のコンピュータを特定する方法の一つです。
- お使いのコンピュータを識別するために、ウェブサーバがブラウザ（インターネット閲覧ソフト）に送信してハードディスクに保存される、小規模の情報で世界標準の技術で、お客様のディスクにファイルとして蓄積されることもあります。アクセス者側にサーバの情報を格納するのが目的で、一度そのウェブページから離れても、再びアクセスした際にサーバ側がアクセス者のブラウザ、ハードディスクに保管しておいた「クッキー」を読み出すことでアクセス者のコンピュータを特定できる仕組みです。クッキーを使用することにより、お客様のコンピュータを識別することができますが、お客様が個人情報を入力しない限りお客様ご自身を識別することはできません。お客様がブラウザの設定を変更することで、クッキーの受入れを拒否したり、受入れの際に警告を表示させることができます。ただし、その場合はサービス内容に制約が生じたり正常に提供できないことがあります。
- (2) oniでは、クッキーの中のお客様の個人情報を当社が保存することはありませんが、以下のような場合にクッキーで得たデータを使用する事があります。
 - [1] より満足いただけるようにコンテンツを改廃する場合や、個々のお客様に合わせてカスタマイズされたサービスを提供する場合。
 - [2] お客様がどのようなサービスに興味をお持ちなのか分析する場合や、サイト上での効果的な広告の配信に利用させていただくために、個人が特定できない形で、利用状況の統計分析をする場合。
 - [3] ウェブサイトの保守管理や問題解決のため。

11. 個人情報が漏えいした場合の措置

- (1) oniは、個人情報の漏えいが発生した場合は、次の措置をとります。
 - [1] 事実関係を速やかに本人に通知します。
 - [2] 二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限り事実関係等を公表します。
 - [3] 事実関係を総務省へ直ちに報告します。
- (2) 前(1)項[2]の規定は、事実関係を公表することにより5項(1)①～⑦に該当する場合には、この限りではありません。

12. 個人情報についての窓口

お客様の個人情報についての開示等のご請求、異議等のお申し出または苦情、基本方針の内容に関するご質問等がございましたら、下記連絡先にお申し出下さい。

連絡先：岡山ネットワーク株式会社 コールセンター
住 所：〒700-0986
岡山県北区内屋敷町1丁目1番18号
TEL：086-805-0202
電子メール：cc-info@pol.oninet.ne.jp

13. 保存期間

oniは、お客様の個人情報の保存期間を定め、これを超えた個人情報は遅滞なく消去します。ただし、法令等の規定に基づき、保存を義務づけられているときは、この限りではありません。個々の情報の保存期間は、12項の窓口へお問い合わせ下さい。

以上

附 則

制定：平成17年3月25日

【資 料】

これは、基本方針策定のために利用した資料であり、本基本方針には添付されておりません。

1. 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
2. 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年12月10日政令507号）
3. 個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）
4. 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン（平成16年8月31日総務省告示第695号）
5. 放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号）

